

令和3年度決算 財務書類
注記(一般会計)

令和4年9月
横浜市

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価又は取得原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～75 年

物品 5 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース契約 1 件あたりのリース料総額が 100 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末に自己都合により退職した場合に必要な支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する

法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みません。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額が100万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節によっています。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が60万円に満たない場合は修繕費とすることとされていますが、金額が100万円未満であるときは、原則、修繕費として処理しています。

2 偶発債務(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
(株) 横浜国際平和会議場	—	234 百万円	2,106 百万円	2,340 百万円
(福) 横浜市社会福祉協議会	—	5,913 百万円	657 百万円	6,570 百万円
横浜市住宅供給公社	—	230 百万円	2,070 百万円	2,300 百万円
横浜高速鉄道（株）	—	2,245 百万円	22,454 百万円	24,699 百万円
(一財) 横浜市道路建設事業団	—	1,973 百万円	219 百万円	2,193 百万円
(株) 横浜港国際流通センター	—	59 百万円	534 百万円	594 百万円
計	—	10,655 百万円	28,040 百万円	38,695 百万円

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ② 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.6%	129.9%

(令和 3 年度算定に用いる令和 2 年度末減債基金現在高は 136,484 百万円、これに対応する減債基金積立相当額は 72,950 百万円)

- ④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 9,908 百万円
- ⑤ PFI 事業等に係る未払金 76,748 百万円（長期未払金 61,995 百万円、未払金 14,752 百万円）を計上しています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に関する情報

貸借対照表での有形固定資産の事業用土地のうち、売却に向けた取組が可能と考えるものは、次のとおりです。

ア 面積及び価格

25,986.94 m²、20,563 百万円

イ 価格の算出方法

面積×固定資産税路線価（令和 3 年 1 月 1 日の価格時点）で算出

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1,344,210 百万円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 999,815 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 104,750 百万円

将来負担額 3,451,089 百万円

充当可能基金額 2,287,767 百万円

特定財源見込額 691,902 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 1,344,210 百万円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 5,501 百万円

- ⑤ 所有外資産額 インフラ土地 98,602 百万円、インフラ工作物 34,641 百万円

- ⑥ 未収金・長期延滞債権について

特殊案件の「産廃最終処分場行政代執行費（令和 3 年度 5,672 百万円）」、「東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金（令和 3 年度 1,717 百万円）」は除いています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

△9,775 百万円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	2,155,410 百万円	2,134,256 百万円
繰越金に伴う差額	△13,236 百万円	—
その他調整	—	2,695 百万円
資金収支計算書	2,142,174 百万円	2,136,951 百万円

地方自治法第 233 条 1 項に基づく歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

資金収支計算書の業務活動収支 9,456 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 24,319 百万円

未収債権、未払債務等の増加（減少） △2,592 百万円

減価償却費 △97,621 百万円

賞与等引当金繰入額（増減額） 313 百万円

退職手当引当金繰入額（増減額）	△2,226 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	280 百万円
臨時損失	△11,906 百万円
臨時利益	31,069 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△48,908 百万円</u>

④ 一時借入金の限度額

190,000 百万円

⑤ 重要な非資金取引

当年度において、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 3,656 百万円です。

4 その他

(1) 会計処理に関する事項

① 市債償還の取扱いについて

市債の償還（支払利息を含む）は全会計で、整理会計である市債金会計を通じて行っていますが、本財務書類では、会計ごとの市債残高を明確にするため、市債残高は市債金会計でなく、各会計の貸借対照表に計上しています。そのため、以下の会計処理を行っています。

○市債金会計以外の各会計

《元金償還》

・定時償還債

（借方）BS 1年内償還予定地方債 / （貸方）CF 地方債償還支出

・満期一括償還債

（借方）BS 1年内償還予定地方債 / （貸方）NW その他

・減債基金積立分（満期一括償還用積立分）

（借方）PL 他会計への繰出金 / （貸方）CF 他会計への繰出支出

《支払利息》

（借方）PL 支払利息 / （貸方）CF 支払利息支出

○市債金会計

《元金償還》

・定時償還債

（借方）PL 他会計への繰出金 / （貸方）CF 他会計への繰出支出

・満期一括償還債（減債基金取崩分）

（借方）CF 基金取崩収入 / （貸方）BS 減債基金

（借方）PL 他会計への繰出金 / （貸方）CF 他会計への繰出支出

《支払利息》

（借方）PL 他会計への繰出金 / （貸方）CF 他会計への繰出支出

② 他会計への繰出金について

公営企業会計への繰出を含んでいます。